

佛都長野の都市計画 (1868～1930 年)

～長野都市計画の成立過程に関する研究～*

浅野 純一郎**

Urban Planning History Of Nagano City(1868-1930) ～A Study On The Planning Process Of Nagano Toshi-Keikaku～

Junichiro ASANO

This study aims to clarify the planning process of "Nagano Toshi-keikaku". In Nagano City general recognition on the need to reform inner roads of the city had been formed in the end of Meiji 20s and through "Nagano Shiku-kaisei" planning of Taisyo 2 year and "City Planning Act" of 1919 public concern to city planning had increased. Under these processes various ideas and plans on Nagano city planning were born. On the other hand, by central government's instructions scientific and detail researches and measurement had been done and by central government official Hiroyoshi Yamada various ideas and plans within Nagano authorities had been given clear conception "From Buddhist town to sightseeing city".

キーワード：長野市，長野都市計画，市区改正計画，山田博愛，計画策定過程

1. はじめに——研究の背景と目的——

長野市（旧長野市）^①は善光寺門前町を基盤とし、明治初期に県庁が置かれ官庁機能を備えて発展した。県都となって以来、一貫して人口・市域共に拡大したが、明治維新前後での基盤変化の少なかった門前町を基としていること^②や戦災復興都市ではなかったことから、道路基盤整備や土地利用に関しては過去からの連続性が非常に強い。そのため、戦前の都市計画策定過程を明らかにすることは、当初の計画意図を省みることであると同時に、今日の市街地形成要因を明らかにすることでもある。本研究は、このような特色を持つ長野市の都市計画がいかにして策定されたのかを明らかにし、どのような根拠から今日の長野市が計画されたのかを提示することを目的とする。元来、近代都市計画史の研究は、帝都^③や大都市^④、中央官僚が計画に関わった重要都市^⑤において多く、それ以外の都市では資料不足等がネックとなって極めて少ないのが現状である。かくいう長野

市の場合も事情は同じであるが、戦前に長野市が刊行した統計書に市区改正や都市計画の記述があり、また地元地方紙に断続的ではあるが、都市計画に関する記事が活発に掲載されていたことから、これらを資料として長野都市計画の策定経緯を明らかにした点に本研究の特色がある。

2. 研究の方法

研究方法は、各種史料・行政資料調査による。戦前の長野市の都市計画に関する史料には、長野市役所が刊行した「二十年間の長野市」（大正 6 年）、「最近十年間の長野市」（昭和 3 年）、「昭和初十年の長野市」（昭和 15 年）の三統計書^⑥に記載されたものがある。市史関係文献には、長野市史（大正 14 年）、長野市誌（平成 9 年より刊行、現在刊行中）、長野県史（昭和 56 年）がある。この内長野市誌第六巻（歴史編近代）には長野都市計画の成立経緯に関する詳しい史実が記載されているが（24～30 頁）、これがどの史料・資料に基づいているのかは執筆担当者に確認した。昭和 2 年に都市計画区域が認可され、昭和 5 年に街路網・公園・地域等が施行された長野都市計画に関しては、国立公文書館で認可内容・理由書・図面を

* 本研究は、2001 年度長野高専教育研究特別経費の助成を受けて行われた。

** 環境都市工学科助手

原稿受付 2002 年 4 月 10 日

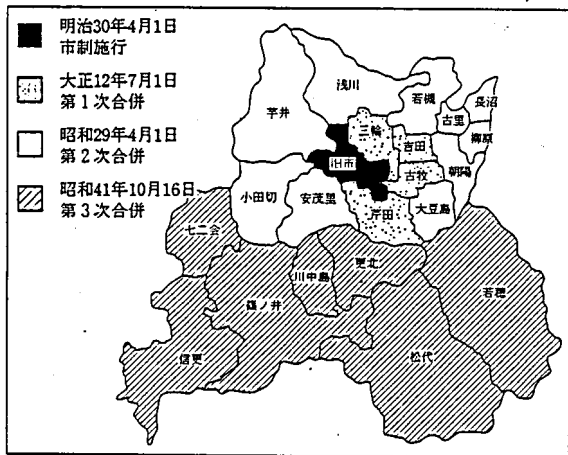


図1 長野市行政区域の推移 (長野市誌第8巻13頁より引用)

調査閲覧した⁴⁾。また、長野市役所都市計画課からは、上記都市計画策定に際して大正15年に作成された一万分の一地形図(白地図)の複写を取り寄せ、昭和5年の都市計画図(街路網、公園、地域等)を閲覧した。長野県庁都市計画課からは、昭和10年代の都市計画図の数種の複写を取り寄せた⁵⁾。市街地図に関しては、幕末期から昭和初期に至る地図を連続的に収集し、どのような市街地形成が行われたのかを把握

した⁶⁾。一方、地元地方紙である信濃毎日新聞には大正～昭和初期にかけて断続的ではあるが、旧長野市の都市計画に関する記事を多数認めることができる。とりわけ、旧長野市において都市計画に関連する活動が活発であった時期の新聞には詳細に目を通し、関係記事を抽出した⁷⁾。このような資料を基に、長野市誌に記載されなかった事実、あるいは市誌編纂の際には把握されなかった情報を含めて、長野都市計画の策定経緯を明らかにする。

3. 旧長野市の市街地形成経過と

市街地道路整備世論

3-1. 市街地形成経過

本章では、旧長野市における市区改正や都市計画の機運が高まっていった背景を示すために、明治・大正期における市街地形成経過と市街地整備課題の認識状況を概観する。旧長野市は今日の新長野市の市域と比べればごく狭域を占めるにすぎず(図1)、幕末期の善光寺門前町範囲となれば、善光寺の門前と西側で整形な町割がわずかに認められるのみで、残

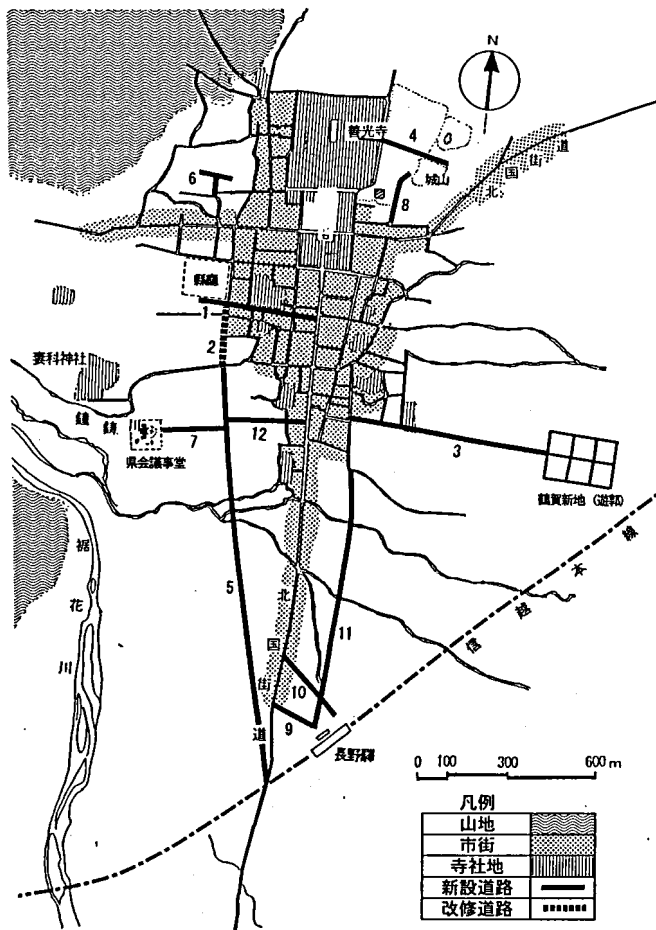


図2 長野町期の道路基盤形成

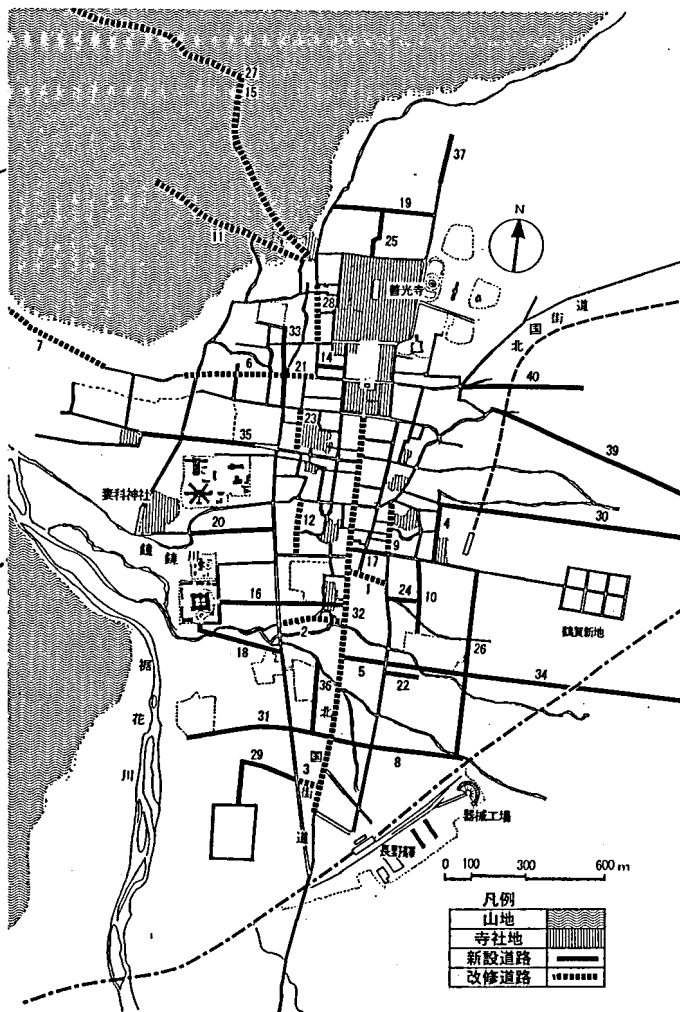


図3 市制施行後(明治30年～大正末)の道路基盤形成

りは旧街道沿いに家並みが連なる線的な町にすぎなかった(図2の市街範囲)⁹⁾。明治30年3月末までの長野町期に築かれた道路は、県庁や県会議事堂、長野駅や鶴賀遊郭を結ぶものが主なもので、長野駅(停車場)が設置され(明治21年)、駅前の新線沿いに新しい町が築かれるまでは、旧門前町縁辺部には田畑が広がっていた。市制施行後から大正末期までに築かれた道路をみると(図3)⁹⁾、旧門前町縁辺部に設置された各種都市施設(新県庁、各種学校、病院、監獄等)を接続する形で多数の道路が建設され、市街地の骨格が築かれたことが判る。しかしながら、これは街区・宅地の整理が進んだのではなく、あくまで道路が建設されただけであり、近世以来の農道や農地に由来する小路・水路や地割りが市街地には併存していた。

3-2. 市街地道路整備課題の認識

このような市街地形成の過程において、市街内道路の狭小さは市制施行を迎える頃には既に一般的認識であった。明治29年11月14日の信濃毎日新聞(以下、○月○日号と略記する)では「長野市の市區改正談」と称し、「長野街衢道路は縣下第一の都會として狭小に失し甚だ不適当なるは市民一般の認むる處なり…後町より石堂にかけては(善光寺表参道・旧北国街道の一部を指す)道巾狭くして今日すら尚往来に不便を感ずること少々と為さざる程にて中央聯絡線の敷設成り篠ノ井長野間は複線となりて旅客貨物の一層集まり来るに於いては益々不便を極めること明らかなる…近年繁昌の度を高め来ると共に家屋の再築を行うもの續々たるが市區改正の方針未だ定まらず制限法未だ設けられざるを以て…舊位置に依って建設し不便不適当なる街衢道路の形をして益々鞏固ならしめんとせり…」と論じている。明治21年の長野停車場設置以来、列車乗降客数並びに善光寺参詣客は飛躍的に増加し(殊に善光寺御開帳の年)、街路拡幅の必要は益々高まったが、計画が具体化するのには大正元年まで待たねばならなかった。

4. 市区整理調査による市区改正計画

4-1. 市街地整備の方向性

市区改正事業は大正元年から本格化する。大正元年9月から11月6日にかけて市区改正調査があり(同年9月20日号、11月6日号による)、12月18日には市区改正規程を定め、翌年3月5、6日に長野市会内の委員会に附された(5月17日告示)。このような市区改正事業の実現化の中で、市街地整備の方向性を論ずる論説が見られるようになった。当時、市の

水道委員の一員であった鈴木雄次郎は¹⁰⁾、長野市の繁栄は善光寺の存在に基づく繁栄、長野県の政治的中心としての繁栄、商業中心としての繁栄の三つに起因するとし、これらの繁栄を助長すべき施設をなした上で、例えば工業のような新しい発展の原因を起こすべきだとしている。しかしながら、近く工業の起こる見込みも立たないことから、市区改正事業は前記三原因を助長する施設とする必要があり、特に商業地としての現在の長野市はあまりに坂地であるから、鶴賀方面(図3の鶴賀遊郭方面)へ市街の発展を進めるべきだと主張している(大正元年11月14日号、市政雑感)。

4-2. 長野市区改正計画

市区改正線路は、新設予定線路37、改修予定線17、特別線2で、計56路線あった。内、新設予定線路と改修予定線は、第一期線と第二期線に分けられており、市区改正標準において、第一期線は、「可成り迅速二新設及び改修スベキ方針ヲ採ルコト」、第二期線は「第一期線二次漸次其ノ執行ヲ期スルモノ」とされた。また、特別線は、「枢要ナル線路」なため、費用や方法については特別な措置を採ることとされ、予定線外でも必要と認められる時は、新設改修を妨げるものではないことが決定されている⁹⁾⁽¹¹⁾。その計画図面を示したものが図4である。郊外の計画線路の特徴としては、旧門前町南東部の鶴賀方面に整形グリッドが築かれており、計画的な市街地整備が構想されたことが判る。これは先の鈴木雄次郎の主張と重なっている。旧市街における計画線路の特徴としては、建て込んだ既成市街を貫くような大胆な線路配置となっていることであり、神社や寺を貫通する線路が数本見られる。このような線路はほとんど実現しなかった。また、図4からも北西部には山地を抱え、東～南東部には近隣村が複雑に境界線を刻んでおり、市街発展の余地が少ないことや計画的な新市街整備をする上で極めて不利なことが見て取れる。このような潜在的要因は、近隣町村との合併機運を高めることに繋がった。

4-3. その後の経過

市区改正線路は財政困難の中、即座に実施されたわけではない――「大規模の市區改正案も数年間市會の問題となりしことありしが縣当局との意見折り合わず今日に至れり」(大正6年4月1日号)。必要に応じ随時新設道路や改修道路が工事されており、市区改正線路に起因すると推測される道路建設は、「昭和初十年の長野市」によれば、昭和初期にも数本見られる。その中でも善光寺・大門町から停車場前(末



図4 長野市區改正による新設・改修予定線路 (「二十年間の長野市」76頁付図より引用、一部筆者加工)

広町)までの中央道路(旧北国街道)(図4の道路32)1445m間を十間巾に拡幅した大工事(大正11年4月~13年12月)は特筆されるものであった。一方、大正6年1月15日には市政調査会を設け、遊郭移転や監獄移転、記念公園の東方拡張等が調査されている⁹⁾。

5. 近隣町村との合併並びに市電敷設問題と

大長野都市計画

5-1. 町村合併と市電敷設問題の経緯

旧長野市の合併問題は明治38年の関清英知事時代に因を発している。その主な理由は図4に見たように、旧長野市の「区域八頗ル狭小ニシテ将来發展ノ餘地ナク家屋ノ新築等ニ付テハ漸次隣村ニ侵出スルノ状勢ニ⁷⁾」あったからである。大正4年1月9日には、人口増加による市の膨張にともない、道路、下水溝、水道敷設、庁舎の移転、駐車場の拡張などによって関係が生じるからという理由で、長野市が県

に三輪・芹田の両村との合併要望意見書を提出している⁸⁾。相次いだ長野市側からの合併要望は隣接村の反対で立ち消えたが、都市計画の策定が動因となって大正10年に転機を迎える。大正8年の旧都市計画法成立に伴い、大正10年7月1日から都市計画施行のための下調査が長野市で始まったからである。翌11年3月初旬には岡田忠彦知事が、都市計画上合併が必要として「三輪・芹田の自動的併合の意見を決することを望む」と内務省に内申、内務省は合併に前向きだった吉田町を含め、1町2村の合併を計画した。一方、大正11年6月下旬、内務省より都市計画調査で来長していた山田博愛は都市計画上古牧村を加えることが有利と発言し、結局1町3村との合併は大正12年7月に実現した⁹⁾(図1)。このような合併論議の中で、近隣町村が要望した第一の事柄は、長野市との距離を近くすることであり、道路の改修と電車の敷設等が要望されていた¹²⁾。

他方、旧長野市内に市電を敷設するという計画は明治末頃から認めることができる。「長野市内を貫通する軌道條例に依る電車鐵道」と「長野市を起点とし須坂、小布施、中野を経て山の内温泉に到る輕便鐵道法による電車鐵道」の二つによる北信電氣鐵道株式会社構想がそれあり、官吏住居・貸屋・社員住宅や遊樂場建設による沿線開発の有効性や電車敷設のための市区改正の必要性が論じられていた(大正元年9月1日号)。そして、大正11年には吉田町が合併条件の一つに市街電車の敷設を要求したことで一気にこの問題は現実化した。当時は、長野市中央道路(前出)を始めとする市内街路への市電敷設から善光寺平環状鐵道に到るまで様々な構想があったが(後述)、須坂~吉田~権堂~長野を結んだ現長野電鉄のみが実現し昭和3年に全通した。

5-2. 大長野都市計画(大正11年9月の都市計画面)

大正10年7月から始まった内務省の指示による都市計画面作成は大正11年9月には終わり、調査書と図面は同月28日に全て内務省に送付された(大正11年9月30日号)。この案は10月1~4日まで4回に渡って信濃毎日新聞に報じられているが、町村合併を控え拡大趣向の強いものであった。内容は街路系統、地域制度、郊外発展の状況と土地区画整理、軌道鐵道、公園計画、上水道・下水道であるが、ここでは街路系統、地域制度、郊外発展状況に特に着目する。

【山田博愛視察談】山田博愛が長野市を視察したのはこの案に先立つ6月29日である⁽¹³⁾。その視察談によれば、「計畫の順序は人口の増加、交通の關係、地勢の關係、行政の區劃を考へて區域を決定し此區域に対して商業地、工業地、住宅地域等を決し先づ第一には交通の施設をなし之に伴ふ上水、下水、公園、市場から公共の施設をするにある」と計畫の順序をいい、工場地は地勢、交通、氣象の關係等が重要で風上を工場地域としないこと、住宅地域は高臺で日当たりよく、空氣の清潔、排水の都合等から決定すべきことを述べている。具体案は決定していないとしながら「平坦部の一角を工場地域とし山手方向の高臺を住宅地域とすることはよい」という見方を示した(大正11年6月30日号)。

【街路・市電系統】内務省に送付された図面の一部と見られるのが図5⁽¹⁴⁾である。街路パターンは格子型を基本とし鐵道に沿って斜めに走る街路を以て旧長野市と合併町村間との連絡性を確保している点に特徴がある。---計畫距離は、幅員6間が10460間、幅員8間が17324間、幅員10間が13520間、幅員12間が2520

間、総延長43824間----。また図5から旧長野市街と郊外の双方において遠大な市電敷設計画がされていることが判る。これらは旧長野市街を環状に取り巻き、合併町村を隈無く結んでおり、幅員10間以上の街路に建設されている---単線7哩8鎖、復線7哩75鎖、計15哩3鎖⁽¹⁵⁾----。12間道路が計画されている大部分は国道十号線(現国道18号)である。しかし、これまでの路線が善光寺表參道を通っていたのに対し、計画では丹波島橋から北上し、県庁(番号9)前を右折、さらに緑町を左折し北上、そして旧北国街道に戻り北東に向かっている。また旧市街地は市電敷設道路を中心に10間以上の道路が計画され、市区改正計画(図4)とは大きな変化が見られる。一方、中央道路から遊郭(番号18)に向けては12間道路が計画され、さらに貨物駅予定地(番号16)へと続いている。遊郭には移転先が準備されている(番号19)。このような東に向けた新しい都市軸づくりは新しい市街地発展の方向性を示すもので⁽¹⁶⁾、その起因は4-1節でみたように明治末へと遡ると考えられる。

【公園計画】公園計画に関しては、古牧村に約5万坪の東公園(番号17)が計画され、市西方の裾花川沿岸には、妻科から丹波島橋に至る1800間間に櫻樹を植えた河岸公園が計画された。さらに10町に1カ所の予定で児童の遊戯場等を備えた小公園が計画されていた。また、善光寺東の紀念公園の2倍の拡張、旧市街西北方の山地(場所は図4を参照)への遊覽地の計画と自動車道路の建設が計画されている。この内、東公園は昭和5年施行の本計画にも受け継がれたが、その後計画は実現をみず今日に至っている。他方、西北方山地には昭和初期には失業対策事業で展望道路が建設され、さらに昭和39年には戸隠パードラインが築かれ今日に到っている。このように、大正11年の都市計画面策定時に構想され、その後実現を見た事業がある。

【地域制度と郊外発展の展望】長野市は従来工業都市ではなく、長野駅周辺の鐵道省所属の工場群(図3参照)の他は「著しい大工場を以て廣地域を劃するもの」はなかった。しかし、「中小の工場は市街の商店または住宅の間に混在し住民の生活に有害なる影響を及ぼすもの少なからず」、また製糸工場その他の新設されたものや計画中のものがあり、地域制度を確立し「産業の利便と發展」と「市民生活の安寧」を図るという目的が掲げられている。

住居地域・・・「西方より北方に亘る一帯の地域は山の手に属する地域にして現在にありては官公署各種学校散在しその間は主として住宅地なるを以て(図4

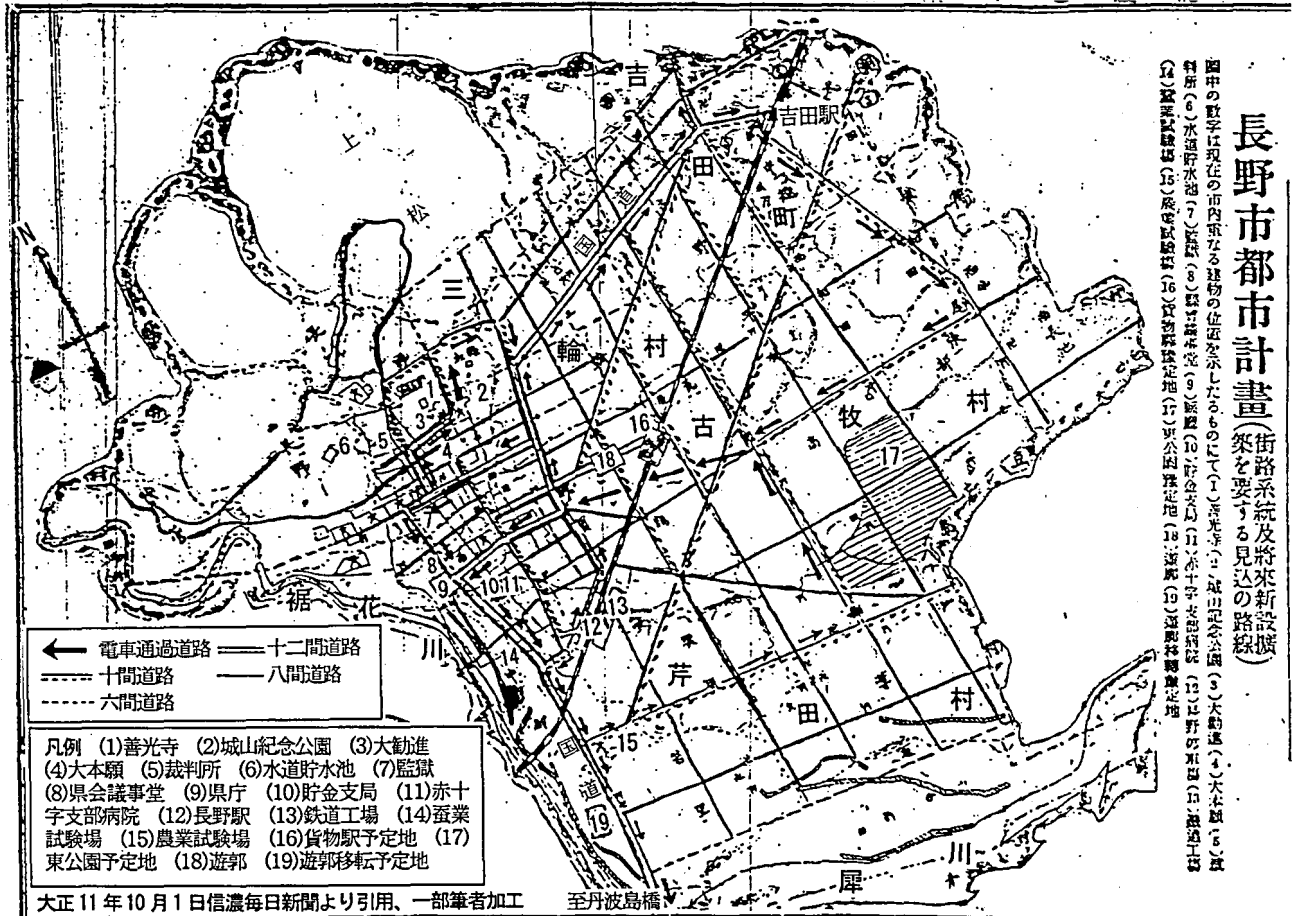


図 5 大正 11 年 9 月の都市計画面

参照) 此部分を第一住居地域とし、「市街の枢要なる街路に沿ふて併設せる店舗の後方を第二の住居地域」とする。

商業地域・・・市街の枢要なる街路の両側で既に商店の連なる部分、同様の発達が予想される部分、雑地域として予定する部分との間にあり商店の点在する部分に指定されている。

工業地域・・・常風位は図 5 上、鉄道線方向と一致し(夏期は西南風、冬季は東北風)、暴風雨の時でも風害は少なく、水位は地勢上西北より東南遠くに下り、排水は極めて良好である。また鉄道線沿線は平坦で貨物輸送の為の引込み線が容易である。よって、「市街地の東部長野驛以北鐵道線両側に跨る地域の一帯」

「市の南部裾花川岸と新設國道線との間に亘る一帯の地域」が工業地域に計画された。先の山田の見解が大いに反映されていた。

雑地域・・・前記商業地域と現市街地の間の一帯の地、三輪及び吉田に亘る商業及び住宅地域の外側一帯の地は、将来工業の勃興に伴い新市街を形成すべき地点であるから、その内枢要街路に沿う商業地域を除

く地域の他は、雑地域として、工業地域に限られる工場以外の混在を認める地域とする。

郊外発展の状況・・・現市街地に残る発展可能地、古牧村・芹田村の全部、大字上松を除く三輪村の全部(図 1、図 5)が新設市街地とされた。また、図 5 の新設街路で自然に区画された地区毎にその地区内の土地所有者を結合し組合を組織して、区画整理をなすとされた(以上、大正 11 年 10 月 1~4 月号による)。この後戦前間に、鶴賀周辺(前出、鶴賀土地區劃整理組合)、長野駅西南部(中御所土地區劃整理組合)、長野市南部の新設予定國道東側(若里第一土地區劃整理組合)の 3 地区で組合施行土地區劃整理が行われたが⁹⁾、計画の起因はここにあるものと考えられる。

6. 都市計画調査委員会の設置と各種私案

6-1. 都市計画調査委員会の設置

大正 11 年の都市計画面策定の後も都市計画面の練り直しは続いた。大正 13 年 5 月には、これまでの市区改正委員会及び市政調査会を廃し、新たに市会議員 12 名、公民 6 名からなる都市計画調査委員会を組

織し、確実な実地調査に基づく地図調整や都市計画案の審議が行われた---同委員会には技手に西村林十朗、囑託として東京帝国大学卒の工學士米元晋一顧問技師が置かれた---¹⁰⁾(17)。しかしながら、信濃毎日新聞の報じる処によれば、この審議はなかなか捗らなかつたようである。「大体案の計画を委員会で形成しなくてはならぬ時期になっているが遂にどうしようという意見もない...中央における顧問技師も過般来長し視察はしたが此の計画に対する初歩の意見を述べただけであるから直に参考とするものもなかつた」(大正13年9月18日号)。そのような状況は翌年4月でも変わっていない---「内務省から三ヶ月以内に地域案の提出を希望してきているが、今に何等の基本調査すら出来ていぬ模様である」(大正14年4月29日号)---。その上で、都市計画調査委員会が18名で組織され、都市計画に関する概念さえ握っていないのに、市当局の専任技術員がたった1名では当然であるとその体制を批判している(同4月28日号)。

6-2. 各種私案内容

この時期には、長野都市計画に関する様々な断片的私案を信濃毎日新聞に見ることができる。少なくとも新聞記事を見る限りは大正13年~大正14年頃が都市計画に関する関心のピークであった¹⁸⁾。本節では、その内、市街の中心や計画の方針、交通系統や公園計画、地域設定に関して私案の一部をみる。

【市街の中心、計画の方針】西村林十郎技手は、地勢上の理想の都心は図5の貨物駅予定地(番号16)付近であると主張しており、これに対しこれは全くの理想で経済上実現できないとする反対意見があった(大正13年9月18日号)。都市計画調査委員宮澤佐源治¹⁹⁾の案によれば、図5の国道と、遊郭(番号18)を貫く東西12間道路の交点付近を中心として商業の発展を図るものと構想されている。また、同氏は、今日迄市民の中には長野市に商工業が起こらないのは仏都であるからとしてこれを呪う向きもあつたが、「善光寺を廻る遊覧な中心」と上記商業中心及び後述(本節【地域設定】参照のこと)の工業地を結びつけることで商工業の発展が可能であるとしている(大正13年6月16日号)。さらに、「長野市は将来も尚變態的の都市たるを免れぬ、即ち善光寺を中心とする遊覧都市であり、且商工業に基礎を有する都市でなくてはならぬ」とも述べている(大正14年4月30日号)。商工業の発展は当市の切望する処であり、後に成案に盛り込まれた遊覧都市構想の因もここに見られる。

【交通系統】信濃毎日新聞論説では、市内「各地域

に通ずる環状道路を設けて、さらにその内外に亘って枢要地を連絡する道路を開設せねばならぬ」としながら、他方、京都市の如き碁盤形は理想ではないとし、「欧州米国でかつて設計された」放射道路・環状道路併用タイプも切つて捨て、碁盤形に斜線道路を併用するものが今日最も是とされている(大正14年5月2日号)。文面から察するに、合併で広がった郊外部を周遊する大環状線を設け、旧市街とその周辺で碁盤型に斜線道路併用型を容れるように解される。宮澤佐源治の案では(大正13年6月18、18日号)、市内各路線の幅員まで細かく語られているが、環状線については触れられていない。市電敷設については、中央道路(図4の道路32)は遊覧道であるから市電敷設は相応しくなく、代わりに旧市街の周囲を運転する市電の計画を建てる必要があると宮澤は述べている。

【公園】宮澤案では善光寺東の記念公園(前出)の大幅拡張等、詳細な公園計画が挙げられているが、特色あるのは旧市内の寺院地の整理と公園整備が関連されて述べられていることと広域的な遊覧地構想が語られていることである。前者に関しては、善光寺境内は鎌倉時代より一貫して縮小されてきたので、遊覧な境内が縮小された補いを公園開発である必要があることや(記念公園の大拡張)、市内の現墓地は整理し、境内の露天も廃止し市内各所に散在する寺院は開放して教会のようにすること、整理した墓地は花岡平の一部に納骨堂をつくってこれを収容することを挙げている(善光寺北方の山の南面にあたる花岡平には今日納骨堂が設置されている)。後者に関しては、善光寺や記念公園を一次的遊覧地区とすれば、二次的遊覧地区として安茂里旭山(長野市旧市街西方の山)から小鍋一帯を加え北は浅川(旧長野市北隣の若槻村を流れる)に及ぶ三角形の地を指定し、三次的遊覧地として「戸隠田口、戸倉に及ぶ温泉及び名勝を結んだものを求める」というように広域的遊覧都市構想が語られている(大正13年6月16日号)。

【地域設定】宮澤佐源治は地域設定に関しても詳細に私案を示しているが(大正14年4月30日号)、その内容は、大正11年9月の都市計画案を踏襲する所が多い。商業地域の設定に関しては、旧市街一帯と鶴賀遊郭付近、吉田駅付近、その他丹波島橋へ向かう国道沿線や合併前旧町村の集落を結ぶ街路沿線を挙げている。住居地域の設定に関しては、善光寺北方の地や旧三輪村一帯、三輪村~旧吉田町に向かう道路の北側の地を挙げている。工業地域の設定に関

しては長野駅から吉田駅に到る鉄道線の両側，長野駅南方の丹波島橋へ向かう国道の東側一帯を挙げている。

7. 認可都市計画区域と

山田博愛による認可都市計画法

7-1. 都市計画区域の認可

内務省の指示に伴う大正 13 年春からの都市計画基本調査は大正 14 年 10 月上旬までにまとめられ，同 10 日に県を経由して内務省に送付された。その内容は，①都市計画予定区域図，②人口増加図表，③市町村別戸数増加図表，④市町村別人口密度表，⑤人口密度増加図表，⑥時間帯図，⑦交通機関配置図，⑧河川配置図，⑨上水下水配置図，⑩風向図及び風速図，⑪工場統計表，⑫死亡率統計表，⑬建物用途別現況図，⑭公園その他配置図，⑮国府県税及び市町村税表である（大正 14 年 10 月 3 日号）。また，この時の都市計画予定区域には，大豆島村（交通の要所であり将来の街路計画上必要と言う理由）と安茂里村（現市街地に隣接し，日常生活上密接な関係にあるとい

う理由）¹¹⁾が加えられていた（図 6）。

その後，内務省は審査の上，原案を作成し，関係市町村に意見を求め異議なきを確認の上，都市計画長野地方委員会へ諮問した（大正 15 年 12 月 23 日）¹²⁾。かくして，長野都市計画区域は昭和 2 年 1 月 20 日に認可された。その認可理由書を見ると，明治 42 年から大正 8 年間に於ける人口増加率は 5.5%なのに対し，大正 12 年に 1 町 3 村と合併して市域が拡大しているため，標準人口密度を 1 人当たり 26.7 坪として最近十年の人口動向をみると人口飽和は大正 51 年に起こると予想している。そのため，現在の市域で足るものの，近年市民の産業を振興せんとする期待は強く，将来の発展は統計結果を基準として推測できないものがあり，また地勢上の理由（前述）から大豆島と安茂里村の両村を加えたとしている。そして「交通機関ノ相当普及發達シタル時期ニ於テ約一時間以内ニシテ市ノ経済的中心地點タル国道六三銀行前（図 6）ニ到達シ得ル」範圍において都市計画区域が決定された²⁰⁾。都市計画区域面積は 1425 万坪と市域面積に対し 1.6 倍であり，山地等を除いた利用面積は 936

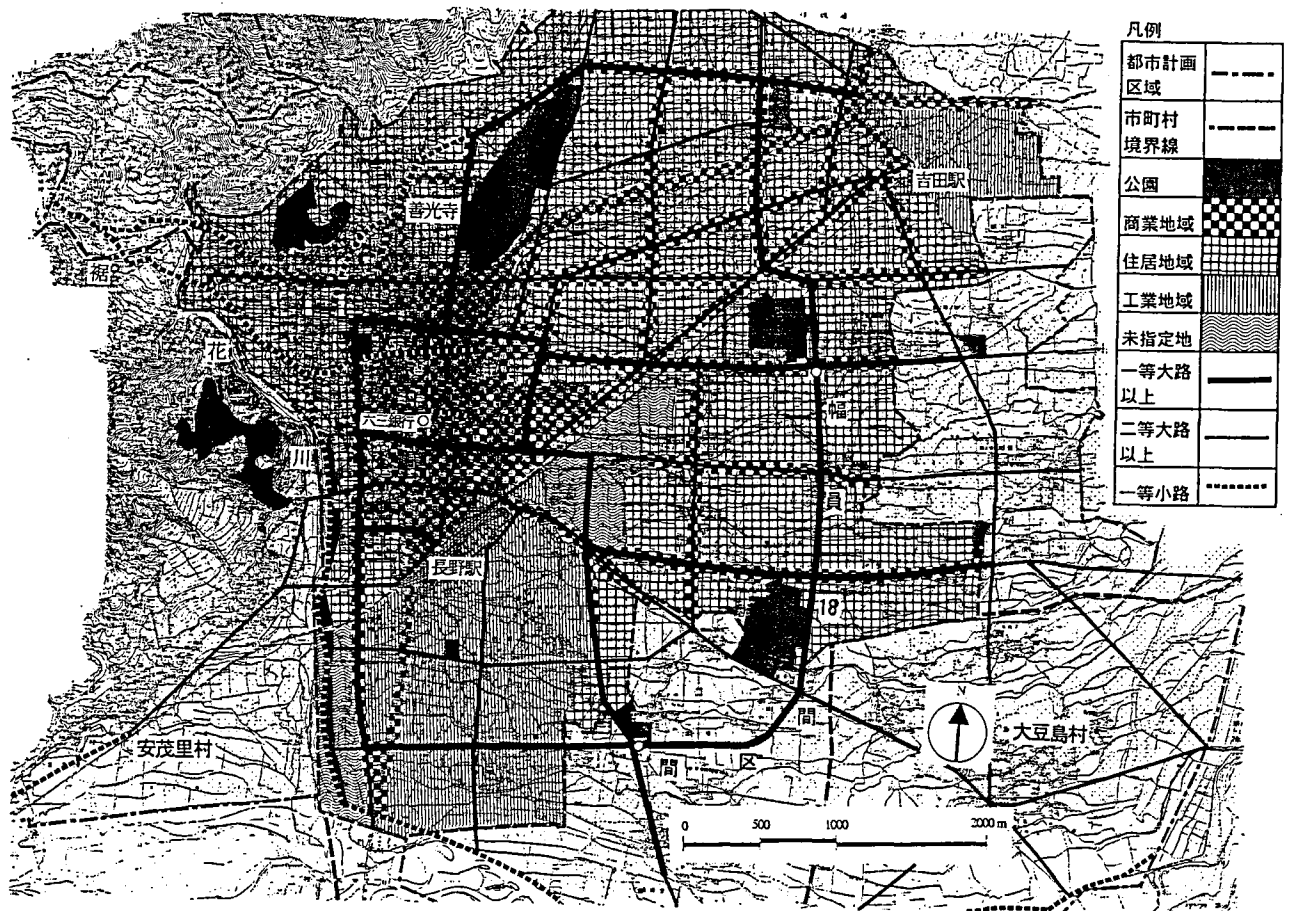


図 6 長野都市計画図（昭和 5 年 7 月 1 日施行、街路、公園、地域） 大正 15 年測量長野市白地図及び長野都市計画図を基に筆者作成。

万坪で現利用面積の1.4倍とされた¹¹⁾。

7-2. 山田博愛による認可都市計画(街路、公園及び地域)

街路、公園及び地域が施行されるのにはさらに3年を要した。そしてこれには山田博愛⁽²¹⁾が大きく関わっている——同案は昭和2年春より「内務省都計課の山田博愛氏を囑託として立案中であったがこの程大体の案が出来上がったので三十日午前長約一週間滞在して…成案を得る予定となっている」(昭和2年7月1日号)——⁽²²⁾。この時の案は昭和3年から昭和5年春にかけ幾度かの修正を見るが、それは若干の修正に留まったようであり(街路、公園については昭和5年2月7日に認可、地域指定については同年6月10日に認可されている)¹²⁾、実施案の原型はこの時には出来上がっていたものと考えられる。よって、この時の計画案の概略(昭和2年7月6日号)と認可図面(図6)、認可理由書を基に成案をみる。

「計画の根本方針は長野市を遊覧都市とすべく立案されたもので将来の発展を考慮して商工業地を設定した」(以下、「」内は7月6日号による)。この仏都から遊覧都市への目標変更は、実質上これまでの大長野都市計画から小都市計画への変更を示すものであった¹³⁾。街路計画は「環状線6本放射線16本からなり、環状線は幅員18間として市内に散在する公園地を連絡し歩道と車道の間には街路樹をうえて風致を添え遊覧街とし、中央を電車を走らせようという趣向である」。街路パターンは、大正11年案や大正14年の信濃毎日新聞論説案とも異なっており、旧市街地と周辺地域や市内集落との連絡機能を得ていることや公園と環状線による緑のリングが構想されていたことが判る(図6)——総延長54674間——。公園地は「現在其形態をなしたものの外、周囲の景勝の地帯或いは寺院寺社の境内等を利用したもので」あったが、特に善光寺西北方の公園地は宮澤氏が意見したもの(大正13年6月16日号)とほとんど同じである。一方、地域の設定は大正11年案とは大きな違いが認められる。特色は、旧市街地と新設街路沿道の大部分が商業地域に指定されていること、住居地域は旧市街地西北方の山麓と旧市街地北東部及び東部に指定されていること、工業地域は鉄道線沿線ではなく、裾花川下流部の長野駅南部に一団で指定されていることである。風位・排水等を考慮し平坦部の一角を工業地とし、高臺を住居地とした大正11年の見解が一層押し進められたものとなった。地域指定面積は5427930坪、面積比率は商業地域21.97%、工業地域16.66%、住居地域58.65%、未

指定地2.9%であった¹⁴⁾。このように、これ迄に市内で論じられた各種私案・構想や発展課題は巧みに取り入れられ、その上で「遊覧都市」のコンセプトが明確に打ち出された計画となった。

8. まとめ

本研究では、長野都市計画の策定過程を明らかにした。旧長野市において市内街衢道路整備の必要性が顕著になったのは明治20年代末頃であり、市区改正計画に結びついたのは大正2年である。さらに大正8年の旧都市計画法成立が契機となり都市計画論議は一層高まり、大正末期にはピークを迎えた。その過程で市内には様々な都市計画私案や構想が生まれ、その中には今日の長野市の特色や繁栄方向に密接に関係するものもあった。また、地勢上発展余地が少なかったため、都市計画策定は周辺町村合併と密接不可分であった。他方、中央の役割も重要であった。内務省の指示によって科学的で詳細な実地調査や測量が行われ、囑託として招かれた中央の大家・山田博愛によって市内にあった各種私案・構想は明確な方向性を持つこととなった。コンセプトは「仏都から遊覧都市へ」であり、旧市街地をとりまく公園群とそれを連結する植栽を得た大環状線が計画された。今日から過日の計画を省みると、大略して、土地利用に関しては計画を踏襲する処が多く、郊外道路や公園といった事業に関しては失われたものが多いようである⁽²⁴⁾。こうした計画実現の可否とその要因については、今後の課題としたい。また、山田博愛を通して長野都市計画をみれば、内務省退官後から満州国へ向かう間の彼の都市計画策定案ということになる。同時代の他都市の都市計画案と比べ長野都市計画の特徴は何か、あるいは山田の都市計画研究と実践において長野都市計画で実現されたものは何か、そして長野都市計画を通してその後の彼の都市計画策定案に影響したものは何か、などについては今後の大きな課題である。

補注

(1)長野市は明治30年(1897年)の市制施行以来、3回の大合併を行っている。大正12年(1923年)には1町3村と、昭和29年(1954年)には近郊10村と、昭和41年(1966年)には1市3町3村と合併して、現在の長野市がある(図1)。本研究では主題の対象上、市制施行時の市域を旧長野市、大正12年合併時の市域を長野市、1954年以降の市域を新長野市と記す。

(2)明治維新の前後で善光寺や周辺の大寺・宿坊、商家の移動・

変化はほとんどなかった。県庁は初期の一時期、寺院を借用して置かれたが、その期間はわずか3年余であり、その後は旧門前町の縁辺部に設置された。裁判所、県議会議事堂、各種学校、病院、監獄等の主要な都市施設も同様であり、旧門前町は近世以来の連続性を保っている。

(3)タイトルの通り、「二十年間の長野市」は市制施行された明治30年から20年間の行政記録であり、「最近十年間の長野市」は前者に続く大正年間の10年間をカバーし、「昭和初十年の長野市」では、昭和2年～12年度の行政記録が収められている。

(4)「公文雑纂、昭和二年、第三十一巻、都市計画一」、「公文雑纂、昭和五年、第二十六巻、都市計画一」「同第二十八巻、都市計画三」による。

(5)長野市役所都市計画課には、昭和5年の都市計画図が保管されるのみで、理由書等は現存しなかった。長野県庁都市計画課には、昭和10年代からの都市計画変更に関する文書がいくつか残されていたが、それ以前のは現存しなかった。一方、大正期の都市計画関連文書は両課には皆無であり、市誌編纂室にも問い合わせたが、先に挙げた三統計書と信濃毎日新聞の記述を参考にしたとのことであった。また、長野市博物館にも問い合わせたが、近代の都市計画資料は保管していないとのことであった。

(6)参照した主な地図は、安政2年善光寺門前町図（明治初期長野縣町村絵地図大鑑、郷土出版社に所収）、大門町三上真助編明治12年出版「長野町図」（長野市史等に所収）、明治39年改正最近詳長野市地図（権堂町史等に所収）、長野市平面図（大正6年、二十年間の長野市77頁に所収）、最新長野市地図（大正14年、長野市史巻頭頁に所収）、長野市全図（大正15年測量、一万分の一縮尺）等である。

(7)信濃毎日新聞に掲載された記事の内、社会情勢や地域情勢全般に関わる事柄に関しては、参考文献4)を参照した。都市計画に関する記事抽出に関しては、市区改正や都市計画に関わる活動が活発であった明治45年1月～大正2年6月、大正11年1月～大正14年7月までの全ての朝夕刊に目を通した。それ以外の期間に関しては、市誌の記述から関係する日付前後の新聞に目を通した。尚、信濃毎日新聞は一地方紙ではあるが、明治6年7月5日（長野新報としてスタートした）に創刊された長い歴史を持ち、明治～昭和初期には、山路愛山、桐生悠々、風見章といった著名な主筆を迎えていたことで知られる。長野市市誌編纂室では、市誌編纂にあたり創刊以来の新聞全てに目を通し、分野別に関連新聞記事を取りまとめている。本研究では昭和初期までの都市計画関連新聞記事について長野市市誌編纂室に確認しているので、研究対象とする期間については、信濃毎日新聞から得られる都市計画関連情報のほとんどを網羅している。

(8)図2の幕末時市街地範囲は、補注(6)に示した地図等を基に再現した。整備道路は「長野市史」の記述等と一万分の一白地図を基に場所を特定した。

(9)図3の整備道路は、前出の戦前長野市の三統計書の記述と一万分の一白地図を基に、場所を特定した。

(10)鈴木氏は一地方市の一役員であるが、後には、大正13年に設置された長野市都市計画調査委員会の委員や大正14年に内務省により決定された都市計画地方委員会の委員に名前を連ねている（「最近十年間の長野市」による）。

(11)計画線路の幅員は、特別線の一線に8間巾があるのが最大で、新設線路は最大が5間巾、その他の大半は3間巾である。尚、長野市區改正計画の内容については、拙稿「門前町における近代都市計画の展開、長野工業高等専門学校紀要第35号、45～56頁、2001年」において詳述しているため、本稿では概略を示すに留める。

(12)信濃毎日新聞大正11年6月7日の吉田町助役や三輪村村長の談話記事による。

(13)大正11年6月9日号には、岡田知事が上京の際、内務省の専門技師を招致し実地調査するよう交渉を遂げたことが報じられている。山田の来長はこれを受けたものと見られる。また山田は昭和初期にも来長し、今日の長野都市計画の策定に大きく関わった。財団法人都市計画協会には山田博愛旧蔵資料が保管され、その中に日記が含まれるようであるが、整理が進んでおらず、閲覧は叶わなかった。この点については、今後の進展を待ちたい。

(14)同図は、信濃毎日新聞より引用したものであるが、長野市誌編纂委員で都市計画部分の執筆担当者である風間紀氏によれば、市誌執筆時には同図や大正11年10月1～4日の都市計画記事は把握していなかったそうであるから、本稿での記述が初出であると考えられる。この都市計画案は、大正初期の市區改正計画から昭和5年の長野都市計画成案へ至る過程において、どのような市街地整備構想が考えられたのかを示すものとして非常に興味深いものである。

(15)1哩（マイル）は1609.3m、1鎖（チェーン）は20.12m。

(16)当時は遊郭の貸座敷業者も行き詰まっており、遊郭を貫通し古牧村へと通じれば市街地発展上有利であるのと同時に、貸座敷業者の旅館や料理屋への転業にも都合がよいとされた（大正11年12月11日号）。

(17)長野市に旧都市計画法が適用された後（大正13年3月28日）、内務省は「係員ヲ招致シテ都計區域決定ニ関スル調査資料提出其他ニ付指示スル所アルヲ以テ相当調査」を行うこととなった（参考文献6）73頁）。尚、米元晋一氏は松本都市計画の策定に関しても松本市から招聘されている（大正12年12月7日号、この記事の肩書きでは、東京帝国大学工学部講師）。また、都市研究会が刊行した教科書的文獻「都市計画講習録全集1、2」（大正11年3月）には、「下水

改良と糞尿問題」と題した同氏の文を認めることが出来る。

(18)この時期の信濃毎日新聞には大規模な都市計画特集記事がいくつか見られる。大正13年6月16, 18日には2回に渡って宮澤佐源治氏(後述)の都市計画私案が詳細に報じられている。また大正14年4月28日~5月4日にかけては連続7回に渡って近代都市計画の内容紹介と長野都市計画の構想が詳細に報じられている(論説者不明)。

(19)宮澤佐源治(1877~1954)は、筑摩郡笹賀村(現松本市)の生まれで、長野県師範学校卒業後、県内小学校校長を歴任し、大正6年長野市収入役、大正11~13年同助役、大正14年からは長野県会議員を3期務め、昭和6年には県会議長に就任している(「長野県歴史人物大事典、郷土出版社、1989年」による)。大正末期の同氏は長野都市計画を多年研究していたようで、信濃毎日新聞にも多く取り上げられ、その案が高く評価されている(大正14年4月30日号)。

(20)市街の中心が旧市街地に置かれたことから判るように、大正末期に構想されていた大長野市計画は、実質上大幅に縮小された。

(21)既に本稿中に登場している山田博愛について略歴を示す。山田博愛(1880~1958)は、内務省に都市計画課が設置された時(課長は池田宏)の最初の職員であり、都市計画官僚の草分けとして日本の都市計画・建築行政に大きな足跡を残した。1905年東京帝国大学土木工学科卒、東京市道路課長、滋賀県土木課長歴任後、1918年(大正7年)内務省都市計画課第一主任技師、1922年(大正11年)内務省都市計画局第一技術課長、1923年(大正12年)帝都復興院計画局第一技術課長、1924年(大正13年)復興局第一出張所長、1925年(大正14年)退官。その後、日本大学工学部設置に尽力し、1931年(昭和6年)教授に就任、1932(昭和7年)満州国が成立すると、満州国交通局顧問を勤めた(参考文献13)や「都市計画」144号、71頁による)。また、満州においてはハルビンの都邑計画策定に関わった(参考文献14)による)。

(22)参考文献15)によれば、多年の準備にも関わらず、なかなか都市計画実施案が施行されなかった長野市が、昭和2年春に山田博愛が内務省都市計画局第一部長に就任した機会を捉え、長野市の嘱託として招聘したとされる。しかしながら、内務省には都市計画局第一部長というポストは当時なく、補注(21)で見たように山田は大正14年に退官しているため、この記述は誤りだと考えられる。実際、昭和3年春から山田が名前を連ねている都市計画長野地方委員会においては、肩書きは白紙である。山田は、内務省退官後、長野市からの要請を受け入れ、長野都市計画の策定にあたったものと推察される。山田は昭和2年春から7月にかけて

長野都市計画の原案を策定したばかりでなく、翌年からは都市計画長野地方委員会常務委員に名前を連ね、長野都市計画について自ら多くの説明をしているので(第三回~第五回都市計画長野地方委員会會議録による)、長野都市計画はほとんど山田策定案ということできると考えられる。

(23)昭和2年7月6日の記事によれば、山田案では、商業地利用面積が約1割、工業地域が2割強、残りが住居地域とされ、昭和5年の成案とはかなりの違いがある。文面から、この時の山田案には計画街路沿いの带状商業地域指定は無かった可能性があること、吉田地区の工業地域指定(図6右上部)がなかった可能性があることが推察される。

(24)旧市街北方~東方の高臺は概ね住宅地となり、鉄道(JR)沿線、裾花川下流の沿岸、長野駅南部には工業地帯が形成されている。他方、主に旧市街南東部に構想された大公園や大環状線は実現をみていない。

参考文献

- 1)例えば、「石田頼房、未完の東京計画、ちくまライブラリー、1992年」や「越沢明、東京都市計画物語、日本経済評論社、1991年」など。
- 2)光崎育利、都市計画、pp.123~137、鹿島出版会
- 3)越沢明、近代日本都市計画における広幅員道路の系譜、第8回日本土木史研究発表会論文集 pp.54~65、1988年6月
- 4)信濃毎日新聞社、信濃毎日新聞にみる110年---明治・大正編---、同---昭和編---、信濃毎日新聞社、1983年
- 5)長野市役所、二十年間の長野市、71~76頁、大正6年
- 6)長野市役所、最近十年間の長野市、69~70頁、昭和3年
- 7)前掲70頁
- 8)長野市誌第六巻、81~86頁、2000年
- 9)長野市役所、昭和初十年の長野市、55~56頁、昭和15年
- 10)前掲参考文献6)、70~73頁
- 11)公文書「長野都市計画区域ノ件」、昭和二年公文雑纂巻三十一
- 12)都市計画要鑑第五巻(原書は昭和二年刊)、柏書房、955~956頁、1988年
- 13)石田頼房、日本近代都市計画の百年、自治体研究社、124頁、1987年
- 14)越沢明、近代日本都市計画における広幅員道路の系譜、第8回日本土木史研究発表会論文集、54~65頁、1988年6月
- 15)前掲参考文献8)、29~30頁
- 16)公文書「長野都市計画区域ニ於ケル市街地建築物法第一條一規定ニ依ル地域決定ノ件」、昭和五年公文雑纂巻二十八